

発注者指定型週休2日工事の対象工事について改定

現行	令和7年7月15日以降に当初設計書を作成する工事から適用	
○発注者指定型 「月単位」の補正係数を計上し発注(※) (港湾・漁港事業は「通期」の補正係数を計上) ○対象とする休日 土日に限定しない 悪天候による休工日 ○対象工事 原則全ての工事を対象とする。 ただし、単価契約工事及び、災害その他避けることのできない事由 によって臨時の必要がある工事(5号随意契約工事)等を除く(※) ○対象工事は特記仕様書を添付 ○工期設定・延長 工期設定支援システムによる工期設定を基本とする(※¹) 施工計画立案時、工事条件により週休2日達成できない場合は延長 が可能(※²) ○工事成績評定 4週8休以上達成の場合は加点 減点なし ○経費の補正 達成状況により、「通期」の補正係数又は「補正なし」に減額変更 <u>初回打合せ時に、工事打合簿にて未達成時の減額金額</u> <u>を必ず提示し、意向を確認</u> ○総合評価 加点等なし	○発注者指定型 「完全週休2日(土日)」の補正係数を計上し発注(※) (港湾・漁港事業は「月単位の週休2日」の補正係数を計上) ○対象とする休日 「完全週休2日(土日)」は土日に限定 「月単位の週休2日」は土日に限定しない 悪天候による休工日 ○対象工事 単価契約、随意契約、営繕関係及び週休2日交替制 を除く工事を対象とする。 ○対象工事は特記仕様書を添付 ○工期設定・延長 工期設定支援システムによる工期設定を基本とする(※¹) ○工事成績評定 「完全週休2日(土日)」(港湾・漁港事業は「月単位の週休2日」) の達成の場合は加点 「完全週休2日(土日)」(港湾・漁港事業は「月単位の週休2日」)対象 工事で、初回打合せ時において受注者側に「月単位の週休2日」(港 湾・漁港事業は「通期の週休2日」)に取り組む姿勢が明らかに見られな かった場合は減点 <u>初回打合せ時に、工事打合簿にて週休2日に取り組む意向を確認</u> ○経費の補正 達成状況により、「月単位の週休2日」の補正係数又は「補正なし」に 減額変更 <u>初回打合せ時に、工事打合簿にて未達成時の減額金額</u> <u>を必ず提示し、意向を確認</u> ○総合評価 加点等なし	※ 「完全週休2日(土日)」:毎 週土日の現場閉所を達成 「月単位」:毎月4週8休達成 「通期」:通期で4週8休達成 ※ 所轄労働基準監督署長 に非常災害等の理由による 労働時間延長・休日労働許 可申請書の届出が必要な 場合は特記仕様書に明記 する。 ※¹ 適切な工期の設定にあ たっては、標準工事日数 (週休2日含む)を参考とす る。